

## 船橋市介護保険サービス事業者等指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険に係るサービス提供事業者及び介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対して、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27、第115条の45の7、船橋市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則（平成11年規則第60号。以下「基準該当規則」という。）第10条及び船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第10条の規定に基づき市が行う指導及び監査について、必要な事項を定める。

(指導及び監査の対象)

第2条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次の各号に掲げるサービス事業者等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院
- (5) 指定介護予防サービス事業者
- (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (7) 指定介護予防支援事業者
- (8) 特例により前各号サービスを行う者
- (9) 第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う者

(指導の目的)

第3条 指導は、サービス事業者等が行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支給（以下「介護給付等」という。）に係る指定居宅サービス及び指定施設サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保並びにその利用者及び入所者等（以下「利用者等」という。）の保護及び保険給付等の適正化を目的とする。

(指導方針)

第4条 指導は、サービス事業者等に対し、「船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(令和6年船橋市条例第32号)、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚労省告示第19号)、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成27年厚生労働省告示第93号)等(以下「基準等」という。)に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを方針とする。

(指導形態)

第5条 指導形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、サービス事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。)の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

ア 運営指導の形態

運営指導は、次の①から③の内容について、原則、実地により行う。また、市が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働省及び市が合同で行うものを「合同指導」とする。なお、①から③の実施については、必要に応じ、それぞれ分割して実施する。

① 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質に関する指導

② 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導

③ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となるサービス事業者等について行う。

ウ 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、サービス事業者等による自己点検を励行するものとし、上記ア①及び②については、介護サービスの質の確

保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目及び標準的な確認すべき文書に基づき実施する。

(指導対象)

第6条 指導は全てのサービス事業者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については、一定の方針に基づき行う。

(1) 集団指導の対象

集団指導は、市が指定、許可の権限を持つ全てのサービス事業者等を対象に行う。

(2) 運営指導の対象

運営指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう、次のサービス事業者等から対象を選定する。

ア 運営指導を実施しようとする前年度に指定を受けたサービス事業者等

イ 前回運営指導を実施してから一定の期間が経過したサービス事業者等

ウ その他、特に一般指導が必要と認められるサービス事業者等

(指導方法等)

第7条 指導の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を決定し次第、速やかに文書等により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

実施に当たっては、サービス事業者等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談に応じる等の工夫をする。

なお、集団指導に参加しなかったサービス事業者等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 実施通知

運営指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われる等の理由により、

あらかじめ通知したのでは当該サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ① 運営指導等の根拠規定及び目的
- ② 実施日時・場所
- ③ 担当職員
- ④ 事業者等出席者
- ⑤ 準備すべき書類等
- ⑥ 当日の進め方、流れ等

#### イ 指導方法

運営指導は、サービス事業者等から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくとも確認できる内容（第5条（2）ア②及び③に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

#### ウ 運営指導の留意点

運営指導は、サービス事業者等の負担軽減及び運営指導の効率化を図るため、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 所要時間の短縮
- ② 同一所在地等の運営指導の同時実施
- ③ 関連する法律に基づく監査の同時実施
- ④ 運営指導で準備、提出する書類等の削減
- ⑤ 利用者等の記録等の確認は、必要最小限とする

#### エ 指導結果の通知等

指導の結果については、後日文書によりその旨を通知する。

#### オ 報告書の提出

結果通知に係る改善状況については、文書により報告を求めるほか、必要がある場合は、職員をしてその状況を確認するものとする。

### (3) 指導にあたっての留意点

指導は、特に次の事項に留意するものとする。

- ア 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、サービス事業者等との共通認識が得られるよう留意する。
- イ 適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っているサービス事業者等については、積極的に評価し、他のサービス事業者等へも紹介する等、介護サービスの

質の向上に向けた指導を行う。

- ウ 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導や、当該サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- エ 運営指導における個々の指導にあたっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- オ 運営指導の際、サービス事業者等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者やサービス事業者等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えない。

(監査への変更)

第8条 運営指導を実施中に、下記のいずれか（以下（１）、（２）又は（３）を「指定基準違反等」、（４）を「人格尊重義務違反」という。）に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、次条以下に規定するところにより、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(監査の目的)

第9条 監査は、介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求に関し行い、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第10条 監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求について、指定基準違反等又は人格尊重義務違反において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象の選定)

第11条 監査は、下記に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認められる場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- エ 連合会・保険者からの通報情報
- オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等
- カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報

法第23条及び総合事業実施要綱第10条の規定により行った指導において、サービス事業者等について認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

(監査方法等)

第12条 監査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 実施通知

監査を行うことが決定したときは、次に掲げる事項を文書によりサービス事業者等に通知する。ただし、運営指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

- ア 監査の根拠規定
- イ 監査の日時及び場所
- ウ 監査担当者
- エ 監査対象サービス事業者等の出席者
- オ 必要な書類等
- カ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

(2) 監査方法

前条に規定する監査対象の選定基準を踏まえ、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

なお、検査の結果、サービス事業者等が偽りその他不正の行為により保険給付を受

けたことが認められた場合は、必要に応じて、当該保険給付に係る保険者に協議する。

### (3) 情報提供等

監査の実施に当たっては、必要に応じて、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している市町村に情報提供を行い、同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

### (4) 結果通知

監査の結果については、文書により通知する。なお、次条(1)から(7)に該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、次条(1)から(7)に該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

### (5) 改善報告書の提出

文書で通知した事項については、文書により改善報告を求めるほか、必要がある場合は、職員をしてその状況を確認するものとする。

## (行政上の措置)

第13条 指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章及び第6章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき、次の各号に定める行政上の措置をとるものとする。

### (1) 勧告

サービス事業者等(第2条(4)のうち介護老人保健施設及び介護医療院並びに(8)に掲げるサービス事業者を除く。)に指定基準違反等(介護報酬の請求に関することを除く。)の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

### (2) 命令

サービス事業者等(第2条(4)のうち介護老人保健施設及び介護医療院並びに(8)に掲げるサービス事業者を除く。)が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しな

ければならない。

なお、命令した場合は、当該サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

### (3) 指定の取消し等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項、第78条の10、第84条第1項、第92条第1項、第115条の9第1項、第115条の19、第115条の29、第115条の45の9、基準該当規則第11条及び第12条各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等（第2条（4）のうち介護老人保健施設及び介護医療院を除く。）に係る指定又は登録を取り消し、又は期間を定めてその指定又は登録の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

### (4) 設備の使用制限等

法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

### (5) 変更命令

法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

### (6) 業務運営の勧告、命令等

法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

### (7) 許可の取消し等

法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、



法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

（聴聞等）

第14条 法第70条第2項第7号の2、第78条の2第6項第2号の2、第79条第2項第6号の2、第86条第2項第5号の2、第94条第3項第7号の2、第107条第3項第10号、第115条の2第2項第7号の2、第115条の12第4項第2号の2及び第115条の22第2項第6号の2の規定による通知をするときは、第12条（2）の規定による検査が行われた日（以下「検査日」という。）から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を文書にて通知する。

2 監査の結果、サービス事業者等が命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

（経済上の措置）

第15条 取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、サービス事業者等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう通知するものとする。

2 前項の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により、当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

（監査にあたっての留意事項）

第16条 法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省に報告する。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、指導監査に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。施行の際、「実地指導」に関するものとして既に通知したものは「運営指導」に関するものとみなす。当面の間、サービス事業者等から「実地指導」に関するものとして提出があったものは「運営指導」に関するものとみなす。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。